（様式３）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

山形県知事　吉村　美栄子　殿

所　在　地

会　社　名

代表者職氏名　　　　　　　　　印

　地域旅客運送サービス継続事業（鶴岡三川線、三川酒田線）に係る公募型プロポーザルに参加するに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号の規定に該当しない者であること

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第235号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

（３）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと

（４）次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

（５）鶴岡市、酒田市又は三川町管内（以下「対象管内」という。）に本店、支店、営業所等を有していること

（６）国税及び地方税を滞納していないこと

（７）道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること

（８）対象管内において３年間にわたる輸送実績があること

（９）山形県入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

（10）その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと